



～注目すべきデータと調査結果を踏まえた政府への要望～  
**雇用関係によらない働き方と子育て研究会**  
**緊急アンケート調査 2017年版**

2018.2.22



## 一億総活躍のボトルネック、ここにあり

私たちフリーランスや経営者、士業従事者、議員など  
雇用されずに働く女性たちは、自ら覚悟してこの働き方を選んでいきます。

“**仕事上のリスク**”は当然取るつもりです。  
長期の育児休業を求める声は多くありません。

しかし、“**生命・身体上のリスク**”までは取りようがありません。

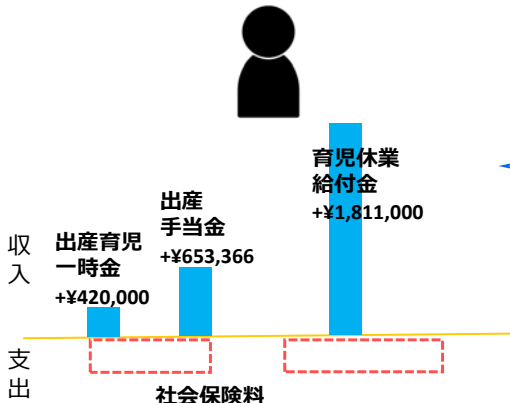
この問題こそが、労働人口不足や少子化の対策として政府が打ち出す  
「**一億総活躍**」や「**働き方の多様化**」の**推進を阻害するボトルネック**に  
なっているとは考えられないでしょうか？

妊娠・出産・子育てに伴うセーフティネットは、働き方に関わらず、  
誰もが利用できる公平な制度であってほしいと私たちは願っています。

# 雇用関係の有無による300万円の差

会社員（一定の要件を満たした派遣・パートなどの非正規社員含む）などの被雇用者と、フリーランス（個人事業主）や経営者などの雇用関係によらない働き方の従事者は、**出産・育児に際してもらえるお金と出費に約300万円の差**があります。

会社員Aさん



前提：両者ともに  
 働き方 = 週5日8時間  
 出産日 = 2018年2月1日  
 月収 = 30万円

育児休業給付金は、以下で試算  
 生後180日目まで：休業前給与日額の67%  
 181日目から1歳：休業前給与日額の50%

加入保険は国民健康保険、  
 社会保険料は、毎月¥42,721として試算  
 産休：2017年12月22日～2018年3月29日  
 育休：2018年3月30日～2019年1月31日  
 (社会保険料内訳)  
 国民年金保険料(平成29年度) 16,490円/月  
 国民健康保険料(千代田区で試算) 26,231円/月

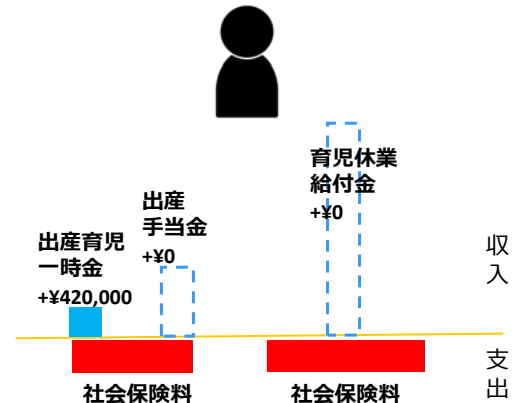
Aさん **¥2,884,366**  
 - Bさん **-¥135,373**  
 = **¥3,019,739**

休業補償あり

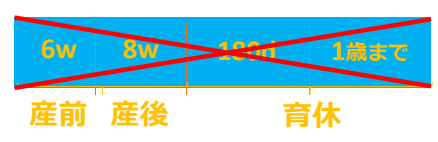


※2019年4月より、国民年金第一号被保険者も、産前産後期間(出産予定日の前月から4ヶ月間)は国民年金保険料が免除されます。ただし、国民健康保険料、介護保険料は依然として納付の必要があります。

フリーランスBさん



自主休業(休業補償なし)



# 既に1万人に迫る賛同が集まる関心事に

ご存知でしたか??

経営者やフリーランスとして働く女性のうち  
**44.8%**が「産後1ヶ月以内に仕事を開始」

それには理由があります。

ぜひ貴方も一緒にChange.orgで声をあげてください。

<http://www.change.org/working-and-parenting>

## 緊急アンケート調査2017年版の概要

調査期間 2017年12月19日～31日（12日間）

有効回答数 353件（回答数364件）

### 対象

現在20～50歳までのフリーランスまたは法人経営者等であり、雇用関係にないため産休・育休を取得できず、働きながら妊娠・出産・育児をした経験のある女性  
※フリーランスまたは法人経営者として働く間に複数回妊娠・出産をされた方は、一番辛い経験をされたと思う妊娠・出産について回答。

## 日本全体におけるフリーランスおよび経営者の規模とおかれている状況

- ◆ フリーランス人口は日本全体で1122万人 ※1
- ◆ そのうち女性は49%の550万人
- ◆ 政府も働き方改革において「多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求」
- ◆ フリーランスはキャリア途中でライフイベントに直面する女性のための働き方としても期待される

- ◆ 国内に存在する企業数は707.2万社 ※2
- ◆ 女性経営者の数は37万人 ※3
- ◆ 政府は起業家育成や女性活躍推進の呼び声の下、女性経営者育成にも注力
- ◆ 女性起業家の起業理由は、54.4%が「家事や子育て、介護をしながら柔軟な働き方ができるため」 ※4

（資料出所）

※1 2017.3.31 ランサーズ「フリーランス実態調査2017」  
<https://www.lancers.jp/magazine/29878>

※2 2017.4.21 中小企業庁「2017年版中小企業白書」

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>

※3 2017.11.29 東京商工リサーチ：第7回「全国女性社長」調査  
[http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20171129\\_01.html](http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20171129_01.html)

※4 2016.1.21 内閣府男女共同参画局「女性起業家を取り巻く現状について」

[http://www.gender.go.jp/kaiqi/renkei/team/kiqyo/pdf/h28\\_0121\\_kiqyo01\\_ss2.pdf](http://www.gender.go.jp/kaiqi/renkei/team/kiqyo/pdf/h28_0121_kiqyo01_ss2.pdf)

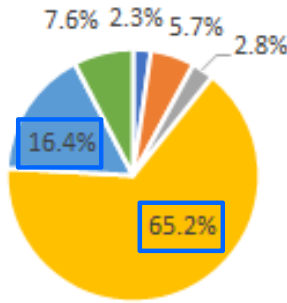
# 母体保護の概念に反した早すぎる復帰

妊娠・出産・育児を経て仕事を継続している人の復帰タイミングは、**産後2ヶ月以内が59.0%、産後1ヶ月以内でも44.8%にのぼる**

※労基法で定められた産後休業期間は産後8週間(約2ヶ月)

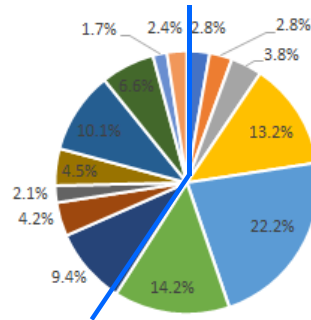
※業務時間が1日4時間/週3日以上の人に絞ると、産後1ヶ月以内に復帰した人は46.9%、産後2ヶ月以内に復帰した人は60.5%

【Q16】妊娠・出産・育児を機に仕事の状況がどうなったか教えてください。



- 1. 育児に専念するため自分から望んで仕事を辞めた
- 2. 両立の苦労から仕方なく仕事を辞めた
- 3. 取引先等から仕事の契約を切れ、辞めざるを得なくなった
- 4. 仕事は継続しているが仕事量が減った、減らした
- 5. 出産前と変わらない水準で仕事を継続できている
- Other

【Q17】Q16で4、5の「仕事を継続した」方にお聞きします。産後どのくらいで仕事復帰しましたか。ゆるやかなペースで仕事を再開したとしても、最初に仕事をした日でお答えください。



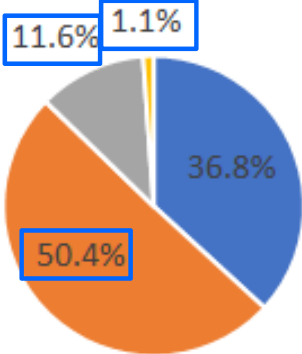
産後2ヶ月以内が**59.0%**

- 1. 出産当日
- 2. 出産翌日
- 3. 産後2~3日
- 4. 産後1週間
- 5. 産後1ヶ月
- 6. 産後2ヶ月
- 7. 産後3ヶ月
- 8. 産後4ヶ月
- 9. 産後5ヶ月
- 10. 産後半年
- 11. 産後半年~1年の間
- 12. 産後1年以上経って
- Other
- (無回答)

# 産前産後の休業もなければ所得補償もない

全体の**63.1%**が扶養ではなく自身で健康保険料を納付しているにも関わらず、**出産手当金の給付を受けられているのは僅か19.3%**

【Q10】出産時の健康保険は以下のどれに該当しますか。

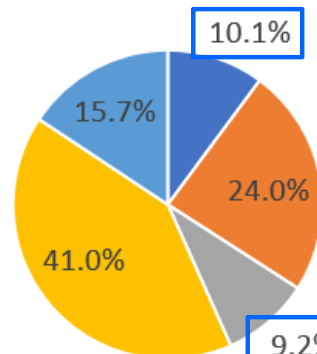


自ら保険料を支払っているのは**63.1%**

- 1. 扶養の範囲
- 2. 個人で国民健康保険に加入
- 3. 法人の健康保険組合に給与天引きで加入
- 4. 社保任意継続

【Q11】上記Q10で2、3を選ばれた方にお聞きします。産休や手当金は取得しましたか？

以下選択肢の「出産手当金」とは、ご自身が加入する健康保険協会から1日につき報酬の2/3支給される給付金のことです。出産育児一時金の42万円とは別のものになります。



出産手当金給付されたのは**僅か19.3%**

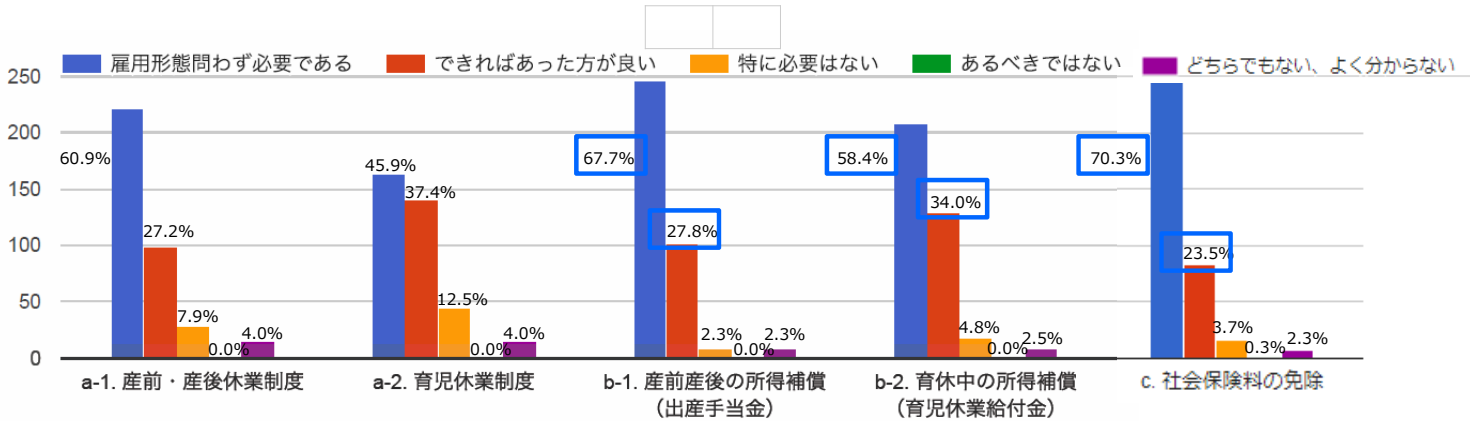
- 1. 産前6週間産後8週間を規定通り休み、出産手当金の給付も受けた
- 2. 産前6週間産後8週間を規定通り休んだが、出産手当金の給付は受けなかった
- 3. 産前産後ともほぼ休まなかったが、出産手当金の給付は受けた
- 4. 産前産後ともほぼ休まず、出産手当金の給付も受けなかった
- Other

# 回答者の9割以上が求めるセーフティネット

「雇用形態を問わず必要である」「できればあった方が良い」の合計は、**産前産後の所得補償が95.5%**、**社会保険料の免除が93.8%**、**育児中の所得補償が92.4%**。

休業制度そのもの、特に育児休業を求めている人は比較的少ない。

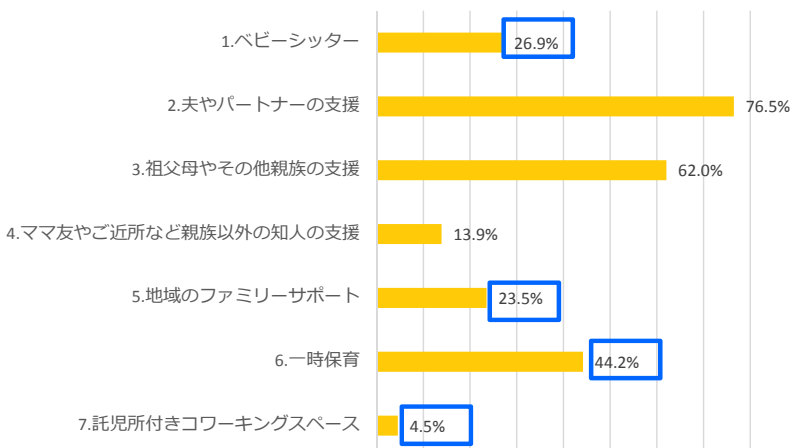
【Q23】雇用関係によらない働き方をする経営者やフリーランスは、妊娠出産に伴いa.休む権利の保障（産休・育児制度）、b.休業中の所得補償（出産手当金や育児休業給付金）、c.社会保険料（健康保険、厚生年金など）の免除といったセーフティネットがないことについてどう思いますか？（※1つずつお選びください）



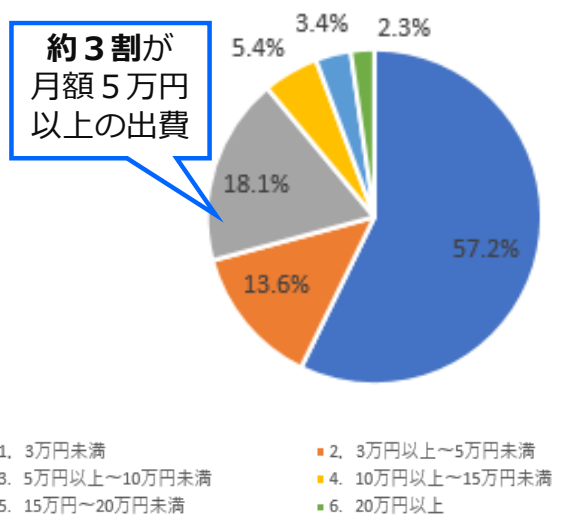
# 保育園以外の託児サービスへの依存度

一時保育利用者が**44.2%**、ベビーシッター利用者が**26.9%**、地域のファミリーサポート利用者が**23.5%**と、保育園以外の託児サービスへの依存度は高い。全体の**約3割**が月額5万円以上の出費を強いられている。

【Q25】仕事と育児の両立のために利用したものはなんですか？（複数回答可）



【Q26】個人で負担した(している)認可保育園以外の保育サービスへかかっている費用の月の平均金額を教えてください。



約3割が月額5万円以上の出費

## 調査結果を踏まえた政府への要望

### 要望①：産前産後休業中のセーフティネット

①-1) 被雇用者の産前産後休業期間と同等の一定期間中は、社会保険料を免除してください。

①-2) 出産手当金（出産に伴う休業期間中の所得補償）は、国民健康保険では任意給付となっていますが、一定以上の保険料を納付している女性には支給してください。

#### 【参考】ドイツの事例（両親手当：Eterngeld）

自営業者であっても、育児休業中の所得補償の仕組みがある。

支給額：概ね前年の平均賃金（手取り額）の67%

※上限1,800ユーロ/月、最低支給額300ユーロ/月。

※一定条件の下で、兄弟・多胎児ボーナス（加算）もあり。

支給期間：両親合計で14ヶ月

※父母のいずれも取得可、分け合うことも可。

※両親手当の他に子どもが18歳（学生の場合は25歳）になるまで児童手当が支給される。

⇒日本の自営業者においても、せめて産休中の所得補償を検討できないか？

②-1) 会社員と同様かそれ以上の労働時間であれば、認可保育園の利用調整においてどの自治体においても被雇用者と同等の扱いをしてください。

②-2) 託児にかかる費用が認可保育園の利用料を超える分は、国や自治体の補助が受けられるようしてください。それが難しいければ、必要経費もしくは税控除の対象としてください。

### 【参考】東京都の新方針

2018年度より、0～2歳児の家庭で保育所の入所決定まで保護者が仕事をする場合、ベビーシッターの利用補助を開始予定。

2018年度当初予算案に1500人分として50億円を計上

⇒会社員、フリーランス、経営者など誰もが公平に使える「子育て控除」を

東京都の方針は第一歩として歓迎されているが、現在預ける手段と費用がないために仕事を辞めた、またはセーブしている女性たちの問題解決のための財源確保は困難。

また、単年度予算ではなくサステナブルな制度としていく必要がある。

経費化は会社員と不公平が生じるため、誰もが使える税控除が望ましいのではないか？

■雇用関係によらない働き方と子育て研究会とは、  
有志のフリーランスや女性経営者、弁護士などの当事者からなる市民団体です。

## ■理念

雇用関係によらない働き方をするフリーランスや経営者を含む、すべての女性が安心して妊娠・出産・子育てしながら働き続けられる社会の実現

## <発起人>



左上から)

株式会社natural rights 代表取締役  
小酒部さやか

プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会  
代表理事 平田麻莉

プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会  
理事 中山綾子

第二東京弁護士会 労働問題検討委員会 社会保障部会  
塚本健夫 (弁護士)

株式会社wip 取締役  
神田沙織

希望するみんなが保育園に入れる社会をめざす会 代表  
Respect each other L.L.C 代表  
天野妙

アユワ株式会社 代表取締役  
渡部雪絵



## <呼びかけ人>

・サイボウズ株式会社 代表取締役社長  
青野慶久

・NPO法人ファザリング・ジャパン 代表理事  
ライフシフト・ジャパン株式会社 代表取締役社長  
安藤哲也

・株式会社CAMPFIRE 代表取締役  
冢入一真

・有限会社アイズプラス 代表取締役  
NPO法人インディペンデント・コントラクター協会 理事  
池照佳代

・発行土地建物株式会社 代表取締役  
池端美和

・株式会社MANABICIA 代表  
育キャリアレッジ 代表  
池原真佐子

・株式会社OMOYA 代表取締役社長  
一般社団法人at Will Work 理事  
猪熊真理子

・社会学者  
上野千鶴子

・株式会社グローバルステージ 代表取締役  
一般社団法人日本ワーキングママ協会 代表理事  
株式会社コメ兵 社外取締役  
大洲早生李

・一般社団法人営業部女子課の会 代表理事  
太田彩子

・合同会社こどもみらい探求社 共同代表  
小笠原舞

・株式会社プロノバ 代表取締役社長  
グロービス経営大学院 教授  
アステラス製薬株式会社 社外取締役  
株式会社丸井グループ 社外取締役  
ランサーズ株式会社 社外取締役  
株式会社セプテーニ・ホールディングス 社外取締役  
株式会社リンクアンドモチベーション 社外取締役  
岡島悦子

・合同会社カレイドスタイル 代表  
女性フリーランスのためのコミュニティサイト「リズムーン」編集長  
小野梨奈

・NPO法人チルドリン 代表理事  
蒲生美智代

・一般社団法人構想日本 代表  
加藤秀樹

・NPO法人コチカラ・ニッポン 代表  
川島高之

・株式会社Waris 代表取締役/共同創業者  
河京子

・株式会社ワーク・イノベーション 代表取締役  
菊地加奈子 (特定社会保険労務士)



# 本要望に賛同してくれた呼びかけ人の皆さま

<呼びかけ人>

- ・NPO法人ファザージング・ジャパン 理事  
マザージングプロジェクト 代表  
株式会社ブライト・ウェイ 育児情報誌「miku」編集長  
高祖常子
- ・合同会社こどもみらい探求社 共同代表  
小竹めぐみ
- ・認定NPO法人フローレンス 代表理事  
駒崎弘樹
- ・株式会社Will Lab 代表取締役  
小安美和
- ・NPO法人Himemama 代表理事  
坂上愛佳
- ・株式会社ikunoPR 代表取締役  
笹木郁乃
- ・株式会社チェンジウェブ 代表  
佐々木裕子
- ・株式会社iSGSインベストメントワークス 取締役 代表パートナー  
佐藤真希子
- ・ランスタッド株式会社 取締役最高人材活用責任者  
志水静香
- ・ジャーナリスト  
治部れんげ

- ・少子化ジャーナリスト  
相模女子大客員教授  
白河桃子
- ・株式会社HASUNA 代表取締役  
白木夏子
- ・新保公認会計士事務所 代表  
新保謙輔（公認会計士・税理士）
- ・港区議会議員  
清家あい
- ・丸の内の森レディースクリニック 院長  
宋美玄
- ・株式会社ベアーズ 取締役副社長  
家事研究家  
日本の暮らし方研究家  
高橋ゆき
- ・ハフポスト日本版 編集長  
竹下隆一郎
- ・調理師  
ハウスキーパー（タスカジ）  
タサン志麻
- ・株式会社Waris 代表取締役共同創業者  
プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 理事  
田中美和
- ・株式会社ママハピ 代表取締役  
谷平優美

# 本要望に賛同してくれた呼びかけ人の皆さま

<呼びかけ人>

- ・株式会社キッズライン 代表取締役社長  
経沢香保子
- ・パワーマッププロジェクト 共同代表  
椿奈緒子
- ・衆議院議員 希望の党所属  
寺田学
- ・シンクタンク研究員  
中村天江
- ・SHE株式会社 代表取締役  
中山紗彩
- ・株式会社manma 代表取締役  
新居日南恵
- ・株式会社HARES 代表取締役  
西村創一朗
- ・働き方改革総合研究所株式会社 代表取締役  
新田龍
- ・BUSINESS INSIDER JAPAN 統括編集長  
AERA前編集長  
浜田敬子
- ・一般社団法人at Will Work 代表理事  
藤本あゆみ

- ・ストリートアカデミー株式会社 代表取締役  
藤本崇
- ・株式会社天使のたまご 代表取締役  
藤原亜季
- ・ジャーナリスト  
堀潤
- ・俳優  
松尾貴史
- ・NPO法人Fine 理事長  
松本亜樹子
- ・有限会社モーハウス 代表取締役  
NPO法人子連れスタイル推進協会 代表理事  
光畑由佳
- ・江東区議会議員  
三次由梨香
- ・株式会社ココナラ 代表取締役  
南章行
- ・フリーランス  
PR・広報コンサルタント  
宮崎晴美
- ・くらしと仕事 編集長  
やつづかえり
- ・認定NPO法人マドレボニータ 代表  
吉岡マコ

- ・株式会社Waris 代表取締役共同創業者  
米倉史夏
- ・株式会社morich 代表取締役  
森本千賀子
- ・株式会社タスカジ 代表取締役  
和田幸子

※2018年2月20日時点（五十音順）